

佐賀県特別農産物表示制度に係る化学合成農薬使用回数及び化学肥料使用量の基準

【基準の利用に当たっての基本的事項】

1 施肥関係

- (1) 化学肥料の使用量は、栽培期間中に使用した化学肥料の窒素成分の総使用量が基準値以下であること。ただし、『化学肥料使用せず』として登録を受ける場合は、窒素以外の成分についても化学肥料の使用はできない。なお、この基準において、栽培期間中とは下記のとおりとする。
 - 1) 一年生作物の場合：前作の収穫後から、当該作の収穫・調製までとし、ほ場管理、種子調製、育苗の期間を含む。ただし、いちごは、ランナーを切り離した時点から育苗の開始とする。
 - 2) 永年生作物の場合：前年の収穫後から当該年の収穫・調製までの期間とする。ただし、年間複数の収穫機会がある茶については、前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調製までの期間とする。
- (2) 化学肥料の使用量の計算に当たっては、当該肥料の窒素保証成分量で算定する。
- (3) 有機質肥料と化学肥料を混合したもの（有機配合肥料など）については、化学肥料由来の窒素保証成分量で算定する。
- (4) 栽培に使用する各種資材は、化学肥料成分の含有量を明確にするため、原材料・製造方法が明らかなものに限るものとする。なお、成分などが表示されていない資材を使用する場合は、製造者等から資材の化学肥料成分の含有量や原材料・製造方法等の証明を得るものとする。
- (5) 堆肥を施用する場合、その堆肥に化学肥料を添加した時は、当該化学肥料由来の窒素保証成分量も算定する。
- (6) 育苗床での施肥について、化学肥料の使用量を算出する際は単位面積に留意すること。

2 防除関係

- (1) 化学合成農薬の使用回数は、栽培期間中に使用したカウント対象とする農薬の有効成分の延べ回数が基準値以下であること。
- (2) カウント対象とする農薬は、有機農産物の日本農林規格の別表2に掲げる農薬を除くものとする。
 - 1) 使用回数のカウント方法は、次のとおりとする。
 - ・栽培期間中、同じ農薬を何回か使用した場合は、その回数をカウントする。
 - ・複数の有効成分を含む農薬や、複数の農薬を混用して使用する場合は、それに含まれている有効成分毎にそれぞれを1回としてカウントし合計する。
 - 2) 植物成長調整剤はカウントの対象とし、着果促進剤などの植物成長調整剤で使用方法が局所的であり、その局所に重複せずに使用するものは、栽培期間を通じて1回とする。
 - 3) 非散布型農薬はカウントの対象とし、展張期間を通じて1回とする。
- (3) 展着剤は補助剤として扱われるため、カウント対象外とする。

1. 穀類の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数（成分 回数）	化学肥料使用量 （窒素成分 kg/10a）	適用品種	適用地域
品目名	作型等				
米	早期	9	3.5	コシヒカリ等	県内全域
	普通期	11	5.5	ヒヨクモチ・ ヒノヒカリ等	県内全域
麦類	小麦	4	7	シロガネコムギ等	県内全域
	大麦	4	5	あまぎ二条等	県内全域
大豆	秋大豆	5	0	フクユタカ・ むらゆたか等	県内全域

注1) 麦の後作として水稲を栽培する場合において、すき込んだ麦わらの分解促進のために施用する窒素成分（化学肥料由来）については、原則として麦わらのすき込み開始後3年間に限り、窒素成分2.5kg/10aを上限にカウントの対象から除くことができるものとする。ただし、『化学肥料使用せず』（認証分類A及びC）として登録を受ける場合には、この項の適用はできないものとする。

注2) 水稲については、「椿油かす」（茶実を原料にするものを含む）は、使用できないものとする。

2. 野菜の部

対象農産物			化学合成農薬 使用回数 （成分回数）	化学肥料使用量（窒 素成分 kg/10a）	適用品種	適用地域
品目名	作型等					
いちご	促成	土耕	23	12.5	全品種	県内全域
		高設	23	17.5	全品種	県内全域
なす	促成		30	35	全品種	県内全域
	夏秋		21	21	全品種	県内全域
きゅうり	促成	短期	17	21	全品種	県内全域
		長期	32	27.5	全品種	県内全域
	抑制		15	15.5	全品種	県内全域
	半促成	短期	16	17.5	全品種	県内全域
		長期	18	20	全品種	県内全域
	夏秋	短期	15	20	全品種	県内全域
長期		26	20	全品種	県内全域	
丸トマト	促成		30	19.5	全品種	県内全域
	抑制		19	12.5	全品種	県内全域
	夏秋		21	16	全品種	県内全域
ミニトマト	促成		30	19.5	全品種	県内全域
	抑制		19	14	全品種	県内全域
	夏秋		19	19.5	全品種	県内全域
メロン	抑制		5	4	全品種	県内全域
	半促成		7	7.5	全品種	県内全域
野菜ウリ	半促成		6	7.5	全品種	県内全域

こねぎ	春作型（播種時期3～4月）		1作当たり6	1作当たり6.0	全品種	県内全域
	夏秋作型（播種時期5～9月）		1作当たり5	1作当たり6.0	全品種	県内全域
	冬作型（播種時期10～2月）		1作当たり5	1作当たり8.5	全品種	県内全域
葉ねぎ	露地	春どり	1作当たり6	1作当たり12.5	全品種	県内全域
		夏どり				
	露地 秋冬どり		1作当たり5	1作当たり12.5	全品種	県内全域
アスパラガス	長期どり半促成 （2年生以降）		10	25	全品種	県内全域
はくさい	秋冬どり		3	15	全品種	県内全域
	春どり（トンネル）		5	15	全品種	県内全域
キャベツ	秋どり		6	12.5	全品種	県内全域
	冬どり		4	15.5	全品種	県内全域
	春どり		7	8	全品種	県内全域
レタス	秋どり		6	10	全品種	県内全域
	冬どり		5	9	全品種	県内全域
	春どり		6	10	全品種	県内全域
チンゲンサイ	周年		1作当たり3	1作当たり5.0	全品種	県内全域
こまつな	周年・雨よけ		1作当たり4	1作当たり3.5	全品種	県内全域
ほうれんそう	雨よけ	夏秋	1作当たり3	1作当たり7.5	全品種	県内全域
		冬春	1作当たり2	1作当たり7.5	全品種	県内全域
	露地	夏秋	1作当たり3	1作当たり10.0	全品種	県内全域
		冬春	1作当たり2	1作当たり10.0	全品種	県内全域
たまねぎ	トンネル		7	10	全品種	県内全域
	早生（マルチ）		14	10	全品種	県内全域
	早生（露地）		19	12	全品種	県内全域
	中晩生		23	12.5	全品種	県内全域
	冬どり		13	7.5	全品種	県内全域
えんどう	夏まき露地		7	3	全品種	県内全域
そらまめ	秋まき		3	3.5	全品種	県内全域
いんげん	ハウス抑制		5	10	全品種	県内全域
	露地（平坦部）		4	10	全品種	県内全域
	夏秋（中山間）		11	10	全品種	県内全域
ピーマン	夏秋（中山間）		14	20	全品種	県内全域
ブロッコリー	冬春どり		7	12.5	全品種	県内全域
にら	ハウス	1年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2年目	6	17.5	全品種	県内全域
	雨よけ	1年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2年目	3	17.5	全品種	県内全域

れんこん	ハウス促成	2	8.5	全品種	県内全域	
	普通	3	17.5	全品種	県内全域	
かんしょ	早掘り	2	2.5	全品種	県内全域	
	普通	3	2.5	全品種	県内全域	
ばれいしょ	冬作・春作	4	9	全品種	県内全域	
	秋作	5	10	全品種	県内全域	
根深ねぎ	秋冬どり	5	12.5	全品種	県内全域	
	春どり	6	12.5	全品種	県内全域	
わけぎ	周年	1作当たり3	1作当たり10.0	全品種	県内全域	
すいか	ハウス	8	10	全品種	県内全域	
	露地	7	10	全品種	県内全域	
かぼちゃ	普通	10	9.5	全品種	県内全域	
にがうり	ハウス	9	18	全品種	県内全域	
	露地	8	18	全品種	県内全域	
にんにく	普通（黒マルチ）	4	11	全品種	県内全域	
しょうが	普通	6	15	全品種	県内全域	
さといも	普通（黒マルチ）	3	12.5	全品種	県内全域	
スイートコーン	普通（黒マルチ）	4	16	全品種	県内全域	
ダイコン	秋まき冬どり	4	10	全品種	県内全域	
かぶ	秋まき冬どり	3	7	全品種	県内全域	
にんじん	秋まき冬どり	4	11	全品種	県内全域	
ベビーリーフ（たかな、こまつな、ワケト、ビート）	周年	1作当たり1	1作当たり2.5	全品種	県内全域	
たかな	秋まき	3	15	全品種	県内全域	
やまのいも （じねんじょ）	露地	5	15	全品種	県内全域	
しそ	ハウス（年1作どり）	17	32.5	全品種	県内全域	
	ハウス（年2作どり）	1作当たり10	1作当たり21.0	全品種	県内全域	
ミズナ	周年（施設・雨よけ）	1作当たり4	1作当たり4.5	全品種	県内全域	
	冬どり（露地）	3	10	全品種	県内全域	
しゅんぎく	雨よけ	冬春どり（一斉収穫）	1作当たり4	1作当たり7.5	全品種	県内全域

注3）れんこんについては、「椿油かす」（茶実を原料にするものを含む）は、使用できないものとする。

注4）きゅうり夏秋（長期）は、定植時期が4/上～6/下頃で、収穫期間が4ヶ月以上の長期収穫型を示す。

注5）きゅうり半促成（短期）は、栽培期間2月～6月（目安）、収穫期間3ヶ月以内の作型を示し、それ以上の収穫期間の場合は、長期とする。

注6）きゅうり夏秋（短期）は、平坦地域で栽培期間6月～11月（目安）、収穫期間4ヶ月以内の作型を示す。なお、きゅうり夏秋（長期）は、中山間地域での栽培とする。

注7）たまねぎ早生（マルチ）はたまねぎ極早生作型を含める。

3. 果実の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域	
品目名	作型等					
温州みかん	露地	極早生	8	10	全品種	県内全域
		早生	8	10	全品種	県内全域
		普通	8	12	全品種	県内全域
ハウスみかん	超早期加温型	7	6	全品種	県内全域	
	早期加温型	7	7	全品種	県内全域	
	後期加温型	7	9	全品種	県内全域	
中晩生柑きつ	露地	6	15	全品種	県内全域	
	ハウス	7	15	全品種	県内全域	
日本なし	露地・トンネル	17	15	全品種	県内全域	
	ハウス	11	15	全品種	県内全域	
ぶどう	露地	7	4	全品種	県内全域	
	ハウス	6	4	全品種	県内全域	
かき		6	10	全品種	県内全域	
モモ	露地	10	5	全品種	県内全域	
	ハウス	7	5	全品種	県内全域	
スモモ	露地	6	7	全品種	県内全域	
	ハウス	4	7	全品種	県内全域	
うめ		6	6	全品種	県内全域	
くり		2	6	全品種	県内全域	
びわ		2	10	全品種	県内全域	
キウイフルーツ		5	10	全品種	県内全域	
イチジク		5	6	全品種	県内全域	
キンカン	ハウス	8	15	全品種	県内全域	
マンゴー	ハウス	6	9.5	全品種	県内全域	
レモン	露地	8	15	全品種	県内全域	
	ハウス	7	15	全品種	県内全域	
ライム	露地	8	15	全品種	県内全域	
ユズ	露地	7	15	全品種	県内全域	
キノス	露地	7	15	全品種	県内全域	
ブルーベリー	露地	3	4.5	全品種	県内全域	

注7) ハウスみかんの超早期加温型は4～6月出荷、早期加温型は6月下旬～8月中旬出荷、後期加温型は8月下旬以降出荷を指す。

4. 特用作物の部

対象作物		化学合成農薬 使用回数	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域
品目名	作型等	(成分回数)			
茶		7	25	全品種	県内全域

【県慣行基準の追加設定及び検証・見直しの手続きについて】

1. 追加設定手続き

- (1) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、県慣行基準の追加設定を要望する生産者等がある場合は、品目及び作型を明らかにしたうえで、別紙様式第13号により、農業経営課へ報告する。
- (2) 農業経営課は、農業技術防除センターや九州農政局等と調整し、次の項目を検討したうえで、要望品目及び作型の県慣行基準の策定の可否を決定する。
 - ① 既存の品目及び作型では、栽培実態に合わないなど適用することができず、新たな設定が必要であるもの
 - ② 設定した品目及び作型により、特別栽培農産物表示制度の取組要望があるもの
 - ③ 同じ品目及び作型での栽培が、県内に3事例以上あること
 - ④ 県内、他の都道府県及び種苗メーカー等から、計5事例以上の栽培管理体系等に関する資料等が入手でき、一般的な栽培方法が判断できること
- ※ 県慣行基準は、商品名でなく正式な作物名で設定を行う必要がある(登録農薬の適正使用のため)
- (3) 農業経営課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地(3事例以上)を選定し、該当する農林事務所地域農業振興センター普及課に別紙様式第14号により照会する。
- (4) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、別紙様式第14号により産地の実態調査を行い農業経営課に報告する。実態調査は現地の栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。なお、調査対象は地域の標準的な施肥・防除を行う農家1件以上とすること。
- (5) 農業経営課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行基準等を参考にしながら、実態調査の結果について検討し、県慣行基準(案)を作成する。
また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所地域農業振興センター普及課等で構成する検討会を開催する。

2. 検証・見直し手続き

- (1) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、県慣行基準が設定されている既存の品目及び作型において、産地での慣行基準が変化している場合は、別紙様式第15号により、農業経営課に報告する。
- (2) 農業経営課は、農業技術防除センターと調整し、慣行基準の検証・見直しを行う作物及び作型を決定する。
- (3) 農業経営課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地(3事例以上)を選定し、該当する農林事務所地域農業振興センター普及課に別紙様式第15号により照会する。
- (4) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、別紙様式第15号により産地の実態調査を行い、農業経営課に報告する。実態調査は現地の栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。なお、調査対象は地域の標準的な施肥・防除を行う農家1件以上とすること。
- (5) 農業経営課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行基準等を参考にしながら、実態調査の結果について次の項目を検討し、県慣行基準を作成する。
また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所地域農業振興センター普及課等で構成する検討会を開催する。
 - ① 慣行基準の変化の傾向が県内の品目及び作型で見られており、一部の産地だけの変化ではないこと
 - ② 特に、回数等が増加する場合、栽培方法の変更や新たな難防除害虫の発生など、客観的に説明できる理由があること
 - ③ 新技術や病害虫発生低減装置等の普及など、回数等の減少分も踏まえること

3. 慣行基準の策定・公表

農業経営課は、特別栽培農産物表示要領の一部改正を行い、講習会やホームページ等を用い、生産者等に周知する。